

## 収入が著しく減少した方への 県営住宅家賃の減額及び徴収猶予について

県営住宅に入居中の方で、収入が著しく減少した方に対しては、家賃の減額や徴収猶予の負担軽減措置が適用できる場合がありますので、下記まで御相談ください。

- 対象者  
県営住宅に入居中の方で、収入が著しく減少した方
- 家賃の減額  
所得に応じて決定される県営住宅の家賃について、収入が著しく減少した方の所得を減少した額で再認定を行い、家賃額の見直しを行います。(既に一番安い家賃になっている方は、対象外となります。また、審査の結果、家賃が減額とならない場合もあります。)
- 家賃の徴収猶予  
入居者の事情に応じて実施しますので、御相談ください。

○家賃減額に関する問合せ先  
香川県営住宅指定管理者  
香川県建築設計協同組合  
電話：087-832-3587

○徴収猶予に関する問合せ先  
香川県土木部住宅課  
電話：087-832-3586